

## まちづくり活動支援事業補助金 【申請額5万円以下】の今年度交付 開始！

これまで、補助金申請額が5万円以下の場合は「書類審査のみ」とし、「申請書類も簡素化」されてきましたが、

さらに！令和6年度は今年度交付が可能となりました！

そのため、新たに立ち上がった団体なども気軽に「すぐ」チャレンジできます！

### <変更点>

	従来	令和6年度	令和7年度（予定）
募集期間	7月中旬～9月	7月16日（火） ～9月30日（月）	4月～5月中旬
書類審査	11月～1月	11月	6月
事業対象期間 （補助対象となる領収書の日付）	翌年度1年間	令和6年12月1日（日） ～7年3月31日（月）	令和7年夏頃（時期未定） ～3月
採択事業実施に係る手続き	交付手続：4月 実績報告：事業終了後30日以内 or 年度末のどちらか早い日まで	交付手続：12月 実績報告：事業終了後30日以内 or 3月末のどちらか早い日まで	交付手続：夏頃（時期未定） 実績報告：事業終了後30日以内 or 3月末のどちらか早い日まで
市民だよりによる採択事業のPR	翌年度4月1日号以降の掲載	令和7年1月1日号以降の掲載	令和7年8月15日号以降の掲載

※補助率は1/2です。

※今年度からは【申請額5万円以下】の翌年度交付枠はありません。

※提案事業の採択は、基準点（12.5点）に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

※採択事業について、市民だよりへの掲載のほか、報道機関（テレビ局・新聞社等）への報道提供も可能な範囲で対応します。

※表中「令和7年度以降」の記載は、状況により変更になることがあります。

※本チラシに記載の変更点以外は、「令和6年度かりや夢ファンド補助金 募集要項（緑色）」の内容に従いますので、そちらを熟読の上、申請してください。

【問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

